

## 1月の税務カレンダー

- ☆平成30年11月決算法人の確定申告
- ☆5月決算法人の中間申告(法人・消費)
- ☆12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
・・・原則1月10日 納期の特例1月21日まで納付
- ☆償却資産税の申告・・・1月31日
- ☆給与支払報告書の提出・・・1月31日
- ☆支払調書の提出・・・1月31日



【税務耳より情報】

## 〈新年のご挨拶〉

新年あけましておめでとうございます！今年は、猪年。皆様にとって素晴らしい年になりますように、ご祈念申し上げます。

今年10月から消費税が10%になります。過去において、消費税が増税されたときは、消費需要の落ち込み、また価格転嫁ができない事業者が続出し、中小企業の経営状況は、悪化に追い込まれました。また今回の複数税率の導入で課税事業者の多くは、煩雑な経理処理をしなければならず、レジやプログラムソフト等の変更など、準備が大変な状況となっています。政府は、景気に与える影響を考慮して、キャッシュレス決済時のポイント還元等の迷案を出し、ますます混迷化しています。さらにインボイス制度の導入により、課税事業者を選択しないと取引から排除される事態が予想されます。中小企業の発展こそが、日本経済の礎です。消費税は、国民生活と中小企業の経営にダメージを与えます。消費税増税廃止に向けて皆様とご一緒に猪突猛進、奮闘する所存です。今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

熊谷事務所 所長 柿沼和歌枝

## 〈2019年税制改正について〉

2019年度税制改正大綱が、昨年12月14日に与党から発表されました。内容は、今年の消費税10%引き上げによる需要反動減を抑制するため、自動車税の恒久的減税や住宅取得等控除の控除期間の延長などが盛り込まれています。また仮想通貨など、経済取引の多様化についても触れ、企業が有する仮想通貨については、「時価評価」を採用することが明示されています。今後、2019年度税制改正案が、国会で審議されて行きますが、その動きを注視する必要があります。



《社労士法人よりお知らせ》

## 働き方改革について③

平成30年6月29日に、働き方改革関連法案(働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律)が可決成立し、7月6日公布されました。

今回は残業時間の改正について、お知らせいたします。改正の趣旨は、長時間労働を是正することによって、ワークライフバランスが改善、女性や高齢者も仕事につきやすく、労働参加率の向上に結び付くと考えられているためです。なお、中小企業については2020年4月1日施行となります。

今迄:時間外限度基準告示のみで法律上の上限はありませんでした

改正:時間外労働の上限規制が導入されます

原則→月45時間、年360時間

例外→臨時的な特別な事情がある+労使の合意

年間720時間、単月100時間未満(休日労働を含む)

複数月でも平均80時間(休日労働を含む)

原則の月45時間を超えることができるのは年間6か月までです

建設業・自動車運転の業務・医師については、上限規制の適用が5年間猶予されます。

詳細については、厚生労働省のホームページに掲載されております。

## 《ちょっとランチタイム》

今月のお店紹介は、鴻巣市の鴻巣Caféさん。場所は、鴻巣市本町4-8-13 電話048-541-5333。JR鴻巣駅から徒歩5分、白いおしゃれな建物が目印です。朝早くから夕方まで営業しています。写真のランチは、チキングリル。美味しいケーキやコーヒーも楽しめます。営業時間7:30~18:00で定休日は、水曜日です。

是非お近くの方は、ランチでもいかがですか。

